令和９年度嵐山町会計年度任用職員　募集案内

令和９年度会計年度任用職員を下記のとおり募集します。

会計年度任用職員とは、１会計年度内（４月１日から翌年３月３１日まで）を任期として勤務する一般職の非常勤職員です。（※ただし、条件付採用期間あり）

あらかじめ希望する職種や勤務時間等を登録していただき、必要に応じて条件に合う方を登録者の中から選考し、会計年度任用職員として任用するものです。

１　募集職種

一般事務	保健師　※	社会福祉士　※	看護師　※
保育士　※	子ども家庭支援センター支援員	介護保険認定調査員	幼稚園教諭　※
小中学校用務員	特別支援学級補助	司書　※	図書館貸出業務
運転業務	施設管理業務	草刈作業員	外来動物駆除員　※

※の職種については資格・免許が必要となります。

２　勤務条件等

任用根拠	地方公務員法第２２条の２第１項
勤務場所	役場庁舎、町内各公共施設（各小中学校、幼稚園、図書館など）
勤務日数・時間	週５日以内　原則、８時３０分から１７時１５分のうち指定する時間 ※職種や勤務場所により異なります。
休日	原則、土、日、祝日、年末年始（１２月２９日から１月３日） ※職種や勤務場所により異なります。
休暇	年次有給休暇、特別休暇（有給・無給）等 ※任用期間、勤務日数等により異なります。
報酬	「嵐山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」に基づき支給 ※参考：Ｒ９年度の一般事務の時給：１，２９０円～（R8.11 月現在） ※職種や業務内容により異なります。
手当等	・通勤手当（費用弁償）：通勤距離・勤務日数に応じて支給 ・期末・勤勉手当：所定労働時間等の勤務状況により支給 （任期６ヶ月以上で１週間の勤務時間が平均２０時間以上の場合）
福利厚生	・健康保険（埼玉県市町村職員共済組合）　・厚生年金保険 ・雇用保険　・労働者災害補償保険 ※一定の要件を満たす場合に加入します。

３　登録手続

（１）受付期間

令和９年４月からの任用を希望する場合：令和８年１２月２１日（月）まで

※上記以外の登録は、随時受付しています。

※既に嵐山町会計年度任用職員として任用されている方も毎年度登録が必要となります。

（２）受付時間

午前８時３０分から午後５時１５分まで（土・日曜日、祝日を除く）

（3）提出書類

①嵐山町会計年度任用職員登録申込書（役場総務課窓口にて配布・町ホームページより取得可能）
※必ず写真添付の上、自書してください。

②資格、免許等の写し（資格・免許等が必要な職種のみ）

（4）提出先

嵐山町役場総務課　庶務・人事担当（郵送又は持参）

令和９年４月からの任用を希望する場合：令和８年１２月２１日（月）必着

４　選考方法

・会計年度任用職員を任用する場合に、登録者の中から書類選考及び必要に応じて面接を実施します。その後、任用する場合は、具体的な勤務時間・勤務条件をご案内します。

・ご登録いただいても希望する職種や勤務条件に合わない等の理由で、登録期間中に連絡がない場合がありますのでご了承ください。

・令和９年４月から任用を希望される場合も上記の選考方法と同様です。

５　その他

・登録の有効期間は令和１０年３月３１日までとなります。登録申込書の返却はいたしませんので、ご了承ください。

・登録期間中、就職等により任用を希望しなくなった場合は連絡をお願いします。

・登録申込書の内容は、嵐山町個人情報保護条例に基づき、会計年度任用職員の任用手続き以外の目的で使用することはありません。

・次のいずれかに該当する方は登録できません。（地方公務員法第１６条の欠格条項に該当する場合）

①拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
②嵐山町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

・学校や幼稚園等、子どもに接する業務に従事する場合、採用選考過程において以下の確認が必要となります。

①令和８年１２月２５日施行の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要になります。
②特定性犯罪の前科がある場合は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めます。
③採用選考過程において、あらかじめ履歴書等により特定性犯罪の前科の有無を確認するとともに、こども性暴力防止法に基づき、犯罪事実確認を行います。

「こども性暴力防止法」はこちら➡

【問合せ先】
嵐山町役場総務課　庶務・人事担当
〒355-0211　埼玉県比企郡嵐山町大字杉山１０３０番地１
電話　０４９３－６２－２１５１（課直通）